※郵便等による不在者投票の代理記載制度

郵便等の不在者投票で本人が記載できない場合に、あらかじめ高浜市選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙人名簿または投票資格者名簿に登録されている者にかぎる。）によって投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。

①身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級と記載されている方

②戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

こんな投票は無効です

①所定の投票用紙を用いないもの

②○の記号以外の事項を記載したもの

③○の記号のほか、他事を記載したもの

④○の記号を自ら記載しないもの（ただし、代理投票を除く）

⑤○の記号を賛成・反対のいずれにも記載したもの

⑥○の記号を賛成・反対のいずれに記載したかわからないもの

⑦白紙投票

投票公報について

投票公報は、11月13日(日)の中日新聞の朝刊に折り込む方法によりお届けを予定しています。

中日新聞を購読されていない方には、新聞販売店から郵便受け等に投かんする方法によりお届けを予定しています。

投票公報は、11月13日(日)以後市役所、いきいき広場、各公民館等にも用意しますので、利用してください。

駐車場案内

市役所新庁舎建設工事のため、現庁舎西側駐車場が使用できません。期日前投票や当日投票で高浜市役所に来る際は、現庁舎北東側の臨時駐車場を利用してください。【下図参照】

投票所案内

5ページを参照してください。

※「南部公民館」は、4月1日より、「南部第2ふれあいプラザ」に名称が変更となりました。

期日前投票をされる方および第7投票区で投票される方へ

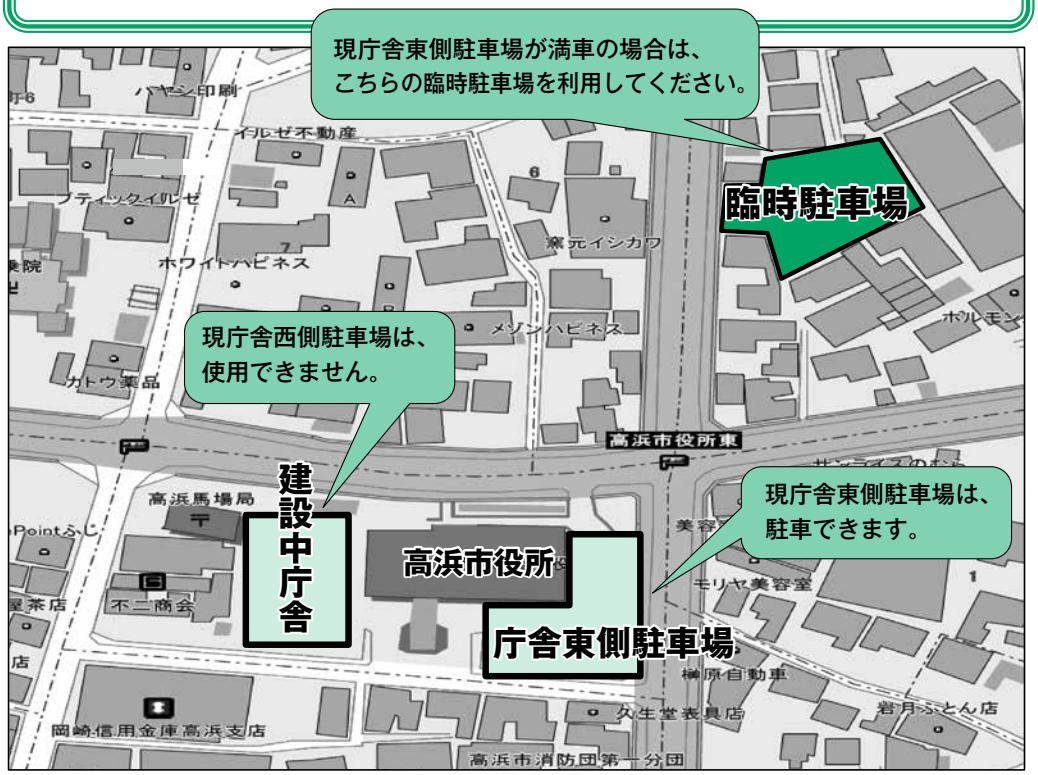

※現庁舎の東側駐車場は、従来どおり利用できますが、駐車台数にかぎりがあります。満車の場合は臨時駐車場へお回りください。